（削る）

（削る）

（削る）

（請求書等の経由）

第四条　（略）

2　法第十一条第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第五条　第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

11　請求者が法附則第五十六項、第六十六項、第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者として法第三条第五項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

二　平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金又は平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

三　法附則第五十六項の規定に該当する者である場合には平成十八年十月一日、法附則第六十六項の規定に該当する者である場合には平成二十五年十月一日、法附則第七十三項又は第七十四項の規定に該当する者である場合には平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

12　法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者（法附則第七十五項の規定に該当する者を除く。）については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第五項」と読み替えるものとする。

13　請求者が法附則第七十五項の規定に該当する者として法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

二　平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

三　平成二十八年十月一日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

（請求書等の経由）

第四条　（略）

2　法第十一条の二第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第五条　第一条第一項及び第二条に規定する様式第一号又は様式第一号の二による戦没者等の妻に対する特別給付金請求書の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者の氏名及び住所並びに請求の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。